

【概要版】

第5期 諏訪市地域福祉計画・ 諏訪市地域福祉活動計画

諏訪市成年後見制度利用促進基本計画
諏訪市再犯防止推進計画

～ 個人と社会のウェル・ビーイングの実現 ～

快適な環境の中で、ともに認め合い、
つながり、みんなで助け合い支え合うまち

令和6(2024)年度～令和10(2028)年度



諏訪市・諏訪市社会福祉協議会

計画の概要

「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、諏訪市が策定する計画であり、地域福祉推進のための基盤や体制の構築を目的とした行政計画です。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第 109 条の規定において、地域福祉の推進を図る団体として位置付けられた諏訪市社会福祉協議会（以下、「市社協」）が策定する計画で、地域福祉を実行するための住民の活動・行動のあり方を定めることを目的としています。

両計画はいわば車の両輪であり、地域福祉を推進するためには連動性を高めていくことが重要であることから、一体的に策定を行います。

計画の目的

「地域福祉」というと難しそうに聞こえますが、隣近所との付き合い、近所の誰かが困ったとき、何かあったときにはお互いに声をかけ合い、助け合う、そのような地域になることが地域福祉の目指すひとつの姿です。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響等もあり、地域住民同士のつながりそのものが希薄化し、助け合い機能が弱体化しつつあります。一方、生活課題は多様化・複雑化しており、支援を必要とする人は増えています。

地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定し、新型コロナウイルス感染症拡大により停滞した地域の助け合い機能を回復させるとともに、包括的支援体制の構築により、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を越えた地域共生社会の実現を目指します。

「地域共生社会」の実現

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

（平成 29 年 2 月 7 日 厚生労働省 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）

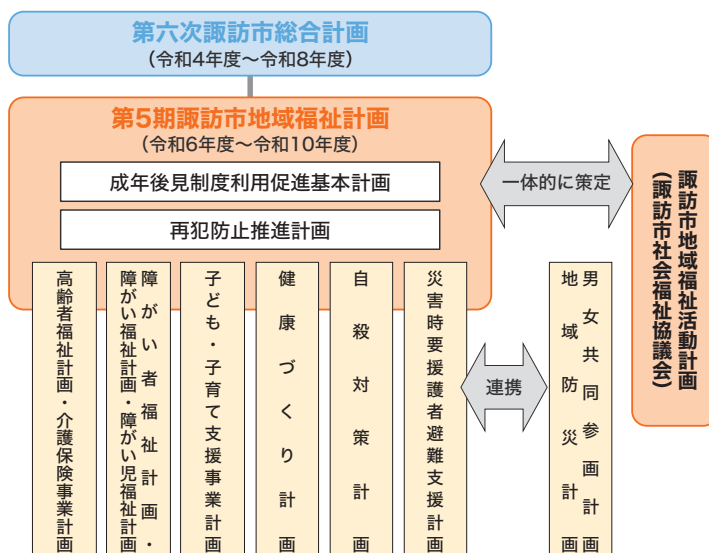


計画の位置付けと内包する計画

「第六次諏訪市総合計画」を上位計画とし、保健福祉における個別計画の共通する事項を記載します。また「地域防災計画」「男女共同参画計画」と連携を図ります。

市社協の「地域福祉活動計画」は、本計画と一体的に策定し、相互に連携することで、行政と住民の協働により地域福祉の一層の推進を図ります。

なお、本計画は、令和 4（2022）年度に策定した「再犯防止推進計画」と、新たに策定する「成年後見制度利用促進基本計画」を含みます。



本市の地域福祉の現状・課題

人口減少・高齢化・担い手の減少

総人口は今後もさらに減少が進むことが予想されます。また、高齢化率は上昇が予想され、様々な活動を支える担い手の減少が深刻化していく可能性があります。

困難を抱える市民の状況

● 高齢者の状況

高齢化・核家族化が進む中で、高齢者の夫婦のみの世帯や高齢単身世帯が増加し続けており、今後さらに増加し続ける見込みです。

● 子育て家庭の状況

核家族化、共働き世帯の増加、ご近所同士のつながりや支え合いの希薄化等により、子ども・子育て家庭の不安や孤立感が高まっています。

● 困難の複合化・孤立・潜在化

課題が重なり、さらに困難な状況に陥ってしまうケースが増えています。
また、家族・親族によるケアができず、孤立したまま困難を抱えるケースもあります。加えて、様々な困難を抱えながらも、知らない、困っていることが言えない等により、必要な支援を受ける選択肢を持っておらず、孤立するケースも見受けられます。

● 障がい者の状況

人口は減少していますが、障がい手帳所持者数は高止まりしています。特に精神障がい手帳交付数が増えています。

● 経済的困窮の状況

市の生活保護受給世帯は、令和元年と比べて高止まり傾向です。国の子どもの貧困率は11.5%で、9人に1人の子どもが相対的貧困の状態にあります。

様々な困難を支援する公的福祉制度の課題

高齢者・障がい者・子育て等、対象者別の公的福祉サービスは拡充されてきました。

一方、現行の体制では、制度の狭間のため対象から外れてしまう人、課題が複合する人、自ら相談に来られない人に対して、従来の対象別公的福祉制度では対応がうまくできない場合があります。

（例：ひとり親家庭を含む生活困窮者の問題、社会的孤立、老老介護、ひきこもり、8050問題、虐待、ごみ屋敷問題等）

生活課題が複雑化・多様化する中、公的福祉制度だけでは支援が行き届かず、どうしてもこぼれ落ちてしまうケースが生じる可能性があります。分野ごとの「縦割り」からの脱却、分野横断的な連携した支援等、公的福祉制度・サービスの提供方法の改革が必要となっています。

地域福祉の状況・課題

● 隣組

新型コロナウイルス感染症の影響等もあり、ご近所同士のつながりや支え合いは希薄化していると考えられます。特に若い世代で、ご近所づきあいの希薄化は顕著です。

● 区・自治会

本市には区や地区社会福祉協議会、民生児童委員、見守り協力員等、公的福祉を補完し、地域活動や見守り、つながりづくりを担っている様々な主体がいます。

近年、高齢化や定年延長による担い手の減少等もあり、役員等のなり手不足が生じています。

● 支え合い活動・有償在宅福祉サービス等

市民アンケート等では、地域活動への参加や困りごとがある世帯等への支援意向は、低下傾向です。しかし、内容によっては参加したいという傾向もみられます。また有償福祉サービスも微増傾向であり、定着しつつあります。

計画の基本理念

本市では、次のとおり基本理念を掲げます。

基本理念

～ 個人と社会のウェル・ビーイングの実現 ～
快適な環境の中で、ともに認め合い、
つながり、みんなで助け合い支え合うまち

◆個人と社会のウェル・ビーイングの実現 とは

市民一人ひとりが、福祉サービスの利用のみならず、暮らしにおいても個人の尊厳が大切にされ、自己決定・自己実現ができる身体的・精神的・社会的に良い状態を目指します。

加えて、一人ひとりが主体的に考え、ともに地域の福祉課題の解決を進めることで地域全体のより良い状態の実現を目指します。

ウェル・ビーイング（Well being）：身体的・精神的・社会的に良好な状態にあることを意味する概念

◆快適な環境の中で、ともに認め合い、つながり、みんなで助け合い支え合うまち とは

快適な環境の中で

諏訪市の恵まれた環境の保全を図りながら、自然と調和して、市民が健康で幸福な暮らしができるように施策の充実を図ります。

ともに認め合い、つながり

高齢者や障がい者、子ども、外国人、男女等、お互いの人権を尊重し、地域の中で誰もが安心して暮らせるまちづくりに取り組んでいきます。さらに、地域での顔の見える関係づくり、つながりづくりを大切にしていけます。また、市民の福祉に対する関心・意識を高める機会や学びの場をつくり、市民自らが地域福祉の推進に関わることで、福祉を軸としたまちづくりに取り組みます。

みんなで助け合い支え合うまち

困難を抱える市民の課題は、複雑化・多様化してきており、行政のサービスの高度化のみでは十分な対応が難しくなっています。市民の皆さんができること、NPO、社会福祉団体等ができることを含めて、様々な主体が力を合わせ、共助によるまちづくりを進めていきます。

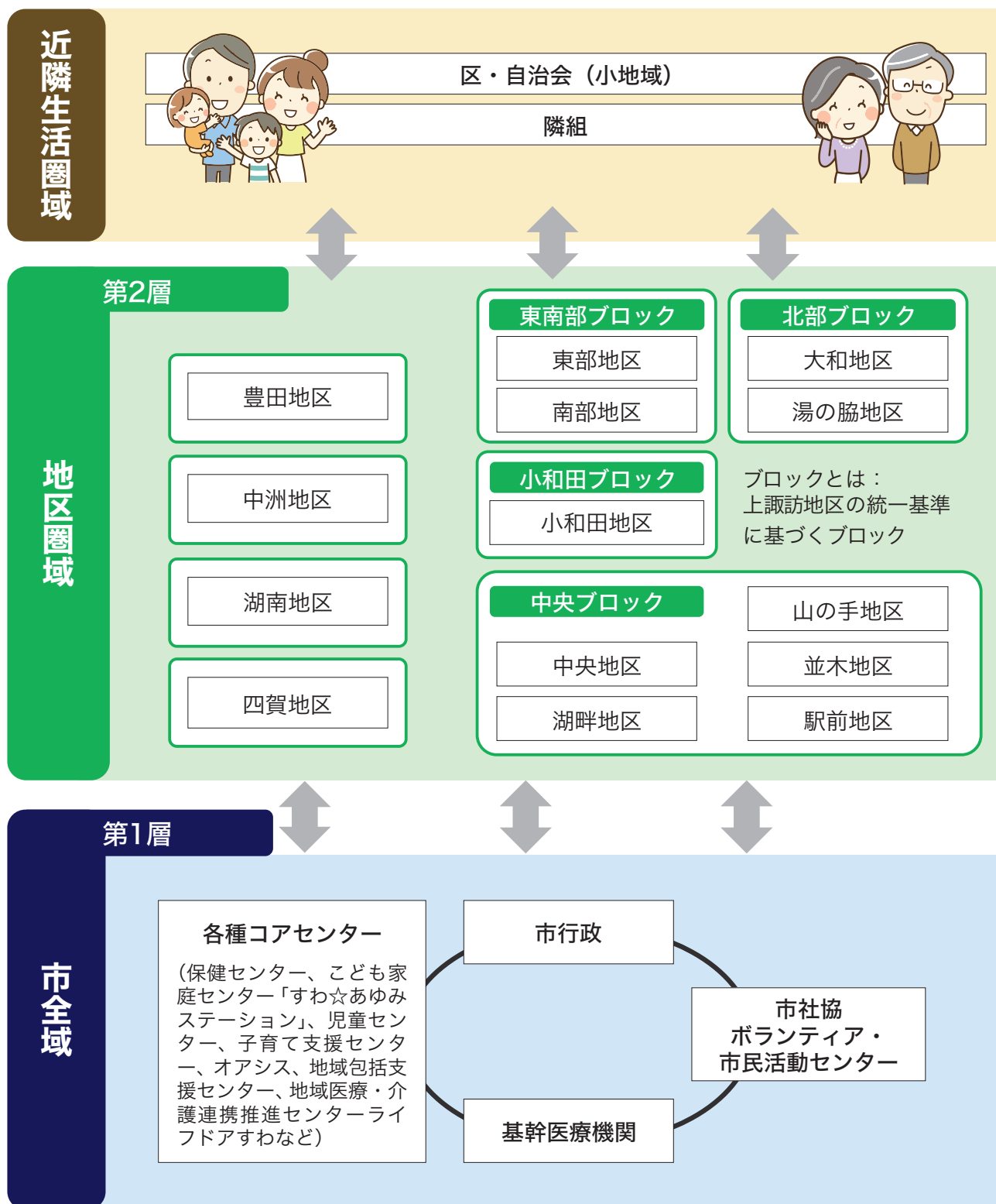
基本理念の実現に向け、3つの基本目標をもとに取組みを推進します。6ページから具体的な取組みを記載しています。

基本目標		施策
1	【地域づくり】 つながり、支え合い、困りごとに寄り添える地域をつくる	1-1：地域福祉・共生の学び・交流の場をつくる
		1-2：多様な主体による地域福祉活動を推進する
		1-3：困りごとに気づき、寄り添い、つなげる
2	【体制づくり】 複合的で困難な課題を抱えている人を必要な支援につなげる	2-1：あらゆる相談を受け止める体制をつくる
		2-2：部門を超えたチームで見守り、つなげる
3	【基盤づくり】 いざという時に頼れる制度やサービスがある	3-1：安心・安全な暮らしを守る
		3-2：在宅を支える福祉サービスを適切に運営する
		3-3：権利擁護を推進する （諏訪市成年後見制度利用促進基本計画）
		3-4：再犯防止を推進する （諏訪市再犯防止推進計画）

地域福祉推進圏域

重層的に各圏域を捉えて、それぞれの役割を明確に設定することによって、地域福祉の推進を目指します。本市では、区・自治会（小地域）、隣組等を「近隣生活圏域」とし、「地区圏域」を第2層、「市全域」を第1層とします。

なお、第2層の地区圏域には、地区社協がある地区とない地区があります。また上諏訪地区については、統一基準に基づくブロックがあり、ブロック単位でも示しています。



【地域づくり】

つながり、支え合い、困りごとに寄り添える地域をつくる

- グローバル化が進む中、生活スタイルや価値観の多様化が進んでいます。性別・年齢・国籍・価値観の違い、障がいの有無等にかかわらず、お互いを尊重し、違いを認め合い、力を発揮できる地域づくりを推進します。また、住民同士のつながりづくりに向けた様々な交流の場や、地域の福祉課題を共有したり、学習したりする場を支援することで地域の福祉課題を我が事として捉える人を増やしていきます。
- ボランティア活動・市民活動を促進するとともに、地区、区・自治会等の支え合い活動や地域活動を支援します。
- 市民や企業等が、困りごとに気づき、必要な支援につなげていけるよう、見守り活動の支援、情報共有の仕組みづくりを推進します。

1-1：地域福祉・共生の学び・交流の場をつくる

目指す姿

【 お互いを尊重し、認め合い、誰も孤立させることなく、様々なつながりのある地域を目指します。 】

地域福祉計画 (諏訪市の取組み方針)	地域福祉活動計画 (諏訪市社会福祉協議会の取組み方針)
市が実施する様々な講座を通して、地域福祉や地域づくりへの関心を高め、担い手の確保・育成に取り組めます。	福祉教育を通じて、子どもから高齢者まで幅広い世代の福祉意識を高めます。 市民が活動の意義を感じ、自発的な活動につながるよう、学び、考える場をつくります。 地域における多世代・同世代の交流の場の立ち上げや継続の支援を行います。
地域・市民の皆さん こんなことから始めてみませんか？	行政や社協等の主な取組
● ご近所さんとあいさつしたり、お話したり、顔見知りの人を増やそう。 ● 福祉等の講座や研修に参加し、知識を増やそう。 ● 学んだことを話題にして、まわりの人に広めてみよう。 ● 地域の公民館活動や様々な集まりに参加してみよう。	● こころのバリアフリーの推進 ● 地域福祉に関する情報の発信 ● 多世代間の交流の場の創出支援 ● 当事者・支援者の交流の場の創出支援 ● 総合福祉センターの利活用 ● 福祉教育の推進 ● 仲間づくりに向けた様々な講座の実施 ● 出前講座（びっぴ講座）の実施 ● 地域の福祉課題共有の促進

1-2：多様な主体による地域福祉活動を推進する

目指す姿

多くの市民が地域の福祉課題を我が事として捉え、支え合い活動や地域活動が活発に行われている地域を目指します。

地域福祉計画 (諏訪市の取組み方針)	地域福祉活動計画 (諏訪市社会福祉協議会の取組み方針)
ボランティア活動・市民活動や地区、区・自治会等の活動の活発化に向け、支援を行う市社協の活動を支援します。	ボランティア・市民活動センターの運営を通じて活動の活性化に向けた支援を行い、コロナ禍で中断・停滞した活動の回復を支援します。 福祉団体や地区社協、地域づくり活動団体等のそれぞれの実情を踏まえ、寄り添った支援を行います。
地域・市民の皆さん こんなことから始めてみませんか？	行政や社協等の主な取組
● ボランティア・市民活動、日常生活の困り事を支援する活動に参加してみよう。 ● 地区での福祉活動や区・自治会の活動に参加してみよう。 ● 地域づくりにつながる研修や講座を自分たちで企画してみよう。	● ボランティア・市民活動センターの機能強化 ● 活動の実施に向けた研修・セミナーの実施 ● 福祉団体等の活動支援・連携促進 ● 有償在宅福祉サービス「ぴっぴの手事業」の充実 ● 生活支援サービスの創出 ● 「地区」を中心とした福祉コミュニティづくり・支え合い活動の促進 ● 区・自治会等（小地域）の支え合いの促進

1-3：困りごとに気づき、寄り添い、つなげる

目指す姿

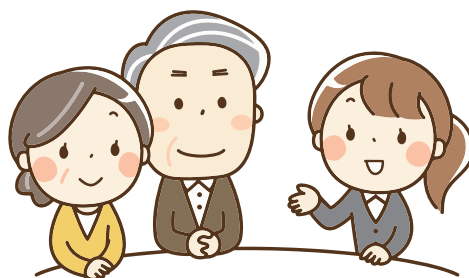
支援が必要な人に、早期に気づき、必要な支援につなげていける地域を目指します。

地域福祉計画 (諏訪市の取組み方針)	地域福祉活動計画 (諏訪市社会福祉協議会の取組み方針)
企業等との連携やデジタル技術の活用により、見守りネットワークを強化します。 見守り活動の大切さを周知し、様々な方法による見守りを促進し、支援が必要な人に素早く気づける体制を構築します。	ちょっとした困りごとを支え合い・寄り添い、地域で解決していくことの大切さを発信していきます。 ボランティアや福祉活動等の実践者に、まわりの人の異変を感じた際に相談窓口につなぐことの大切さを周知します。
地域・市民の皆さん こんなことから始めてみませんか？	行政や社協等の主な取組
● ご近所に気がかりな方がいたら、気かけよう。 ● 機会があれば、声をかけ、お話をしてみよう。 ● ご近所に介護や福祉サービス等の支援が必要そうな方がいたら、相談窓口につなげよう。	● 見守りネットワークの構築 ● 民生児童委員・見守り協力員の活動支援 ● 福祉活動者・サロン実践者との情報共有の強化 ● 複合化・複雑化した課題を有する人たちに気づくための情報発信

【体制づくり】

複合的で困難な課題を抱えている人を必要な支援につなげる

- 市役所内外の関係者が連携し、あらゆる相談を受け止める体制をつくります。また、まわりの人や利用者の異変に気づいた市民や企業等の連絡を受け止める情報経路の構築に努めます。
- 複雑化・複合化した課題にも対応できるよう、市役所内の関係部門・市社協等の連携による包括的な支援体制を構築します。



2-1：あらゆる相談を受け止める体制をつくる

目指す姿

相談者の世代や属性を問わず、包括的に相談を受け止める体制の構築を目指します。

地域福祉計画 (諏訪市の取り組み方針)	地域福祉活動計画 (諏訪市社会福祉協議会の取り組み方針)
あらゆる相談を受け止めるため、相談への対応力の向上と体制整備を行います。 複合化・複雑化した課題がある世帯等には、あらゆる関係機関と連携し適切な支援を行います。	地域での活動、地域福祉活動を通して、困難を抱えている人に気づき、寄り添うとともに、必要な支援につなげます。
地域・市民の皆さん こんなことから始めてみませんか？	行政や社協等の主な取組
● 身近な場所にある相談窓口について知っておこう。 ● 生活に困っている人は、自分ひとりで抱え込まず身近な人や相談窓口相談しよう。 ● 身の回りで生活に困っている人等に気づいたら、相談窓口につなげよう。	● 複合化、複雑化した課題に対応できる相談体制の強化 ● 支援者の相談力の向上 ● 相談窓口の周知

2-2：部門を超えたチームで見守り、つなげる

目指す姿

複雑な課題を有する当事者を支援し、社会・地域とのつながりをつくる中で、孤立することなく暮らしていける地域を目指します。

地域福祉計画 (諏訪市の取組み方針)	地域福祉活動計画 (諏訪市社会福祉協議会の取組み方針)
あらゆる関係機関・市社協と連携し、複合化・複雑化した課題を有する当事者に対して、適切な支援を行います。 社会的孤立の状態にある人等に対し、伴走型支援を行う体制を整備します。	課題を抱える人に対し、地域資源等を活用した支援につなげます。 世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所づくりを支援します。
地域・市民の皆さん こんなことから始めてみませんか？	行政や社協等の主な取組
- 困っている人がいたら、相談窓口につなげよう。 - 地域にある交流の場に参加してみよう。	- アウトリーチ等を通じた継続的支援の実施 - 多機関との協働した支援の実施 - 多機関の顔の見える関係づくり - 制度の挟間、複合化した課題を有する人の地域とのつながりづくりの促進

市民アンケートの結果より

- 悩みや不安について相談する人・機関は、「家族・親戚」が高くなっています。
- 「相談できる人がいない」は6.2%（48人）です。

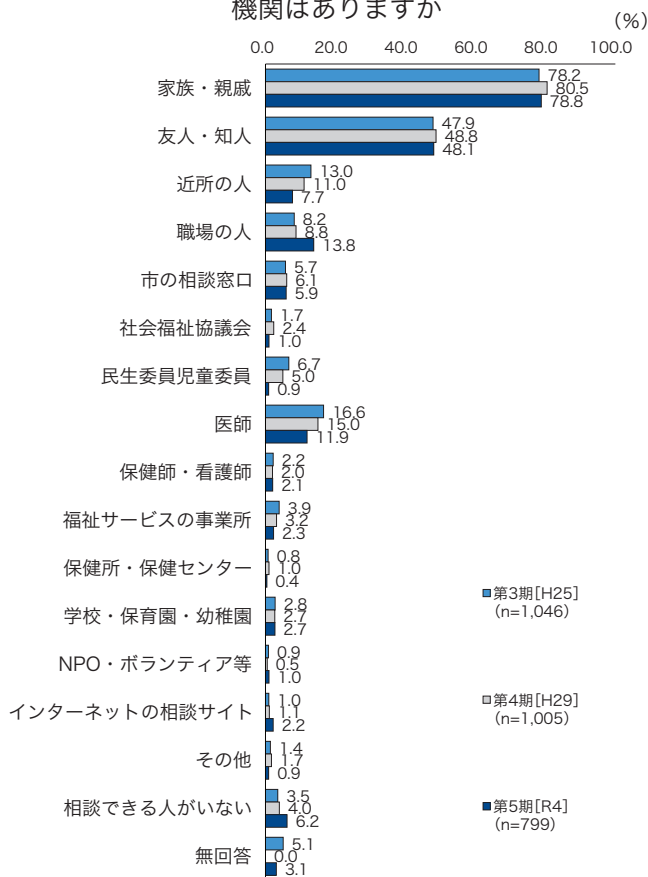
ご相談ください

ひとり親家庭を含む生活困窮の問題、社会的孤立、ヤングケアラー、老老介護、ひきこもり、8050問題、虐待など、複雑化・複合化した状況に陥ってしまうケースが増えていきます。早期に必要な支援につなげることが大切です。

ご自身や身近な人で困っている方がいたら、まずご相談ください。



【経年比較】悩みや不安について相談する人、機関はありますか



出典：令和4（2022）年度市民アンケート

【基盤づくり】

いざという時に頼れる制度やサービスがある

- 困った時に福祉や介護の制度やサービスを円滑に利用できるよう、支援制度の周知、円滑な提供に努めます。
- 自殺や虐待等のいのちや尊厳にかかわる問題やひきこもり、災害時の対応についても、民生児童委員等の協力者や専門機関との連携により、対応力を高めていきます。
- また権利擁護を推進するとともに、犯罪をした人等が社会復帰するための仕組みづくりを推進します。

3-1：安心・安全な暮らしを守る

目指す姿

安心・安全な生活を送ることができるよう、様々な支援を組み合わせたセーフティネットがある地域を目指します。

地域福祉計画 (諏訪市の取り組み方針)	地域福祉活動計画 (諏訪市社会福祉協議会の取り組み方針)
いのちに関わる自殺・虐待等の未然防止・早期発見・早期対策に取り組みます。 地域における災害時の備えを支援するとともに、安否確認の仕組みづくり等を進めます。	いのちに関わる自殺・虐待等の未然防止・早期発見・早期対策に取り組みます。 複合的かつ困難な課題を抱える生活困窮者の支援を行います。
地域・市民の皆さん こんなことから始めてみませんか？	行政や社協等の主な取組
● 生活困窮、虐待等の SOS のサインを感じたら、相談窓口連絡してみよう。 ● 「虐待かも」と思ったら、迷わず相談窓口連絡してみよう。 ● 普段から、避難所を把握したり、備蓄したりする等、いざという時に備えよう。	● 自殺対策 ● 虐待防止体制の確立 ● 孤立・孤独の人の支援 ● 生活困窮者等、複雑な課題を抱える人への総合的支援 ● 災害時要援護者登録台帳の作成・更新、個別避難計画の策定 ● 災害に備えた地域づくり

3-2：在宅を支える福祉サービスを適切に運営する

目指す姿

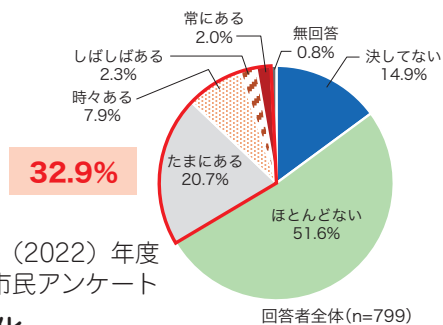
公的な福祉サービスが安定的に提供され、住み慣れた場所で安心して暮らせる地域を目指します。

地域福祉計画 (諏訪市の取組み方針)	地域福祉活動計画 (諏訪市社会福祉協議会の取組み方針)
介護・福祉・子育て支援等サービスのニーズを把握し、サービスの量の確保・質の向上を図ります。 誰もが地域で安心して暮らせるよう、生活に必要なサービスの整備を行います。	公的なサービスや生活支援サービスの情報提供を行います。
地域・市民の皆さん こんなことから始めてみませんか？	行政や社協等の主な取組
- 福祉サービスに関する情報に関心を持つ。 - 福祉サービスの情報を周りの人に伝えよう。	- 介護・福祉・子育て支援等のサービスの確保 - 介護・福祉・子育て支援等を支える人材の確保 - 地域の生活支援の可視化 - 公共交通の活用支援 - バリアフリー化の推進 - 情報のバリアフリー化の推進

市民アンケートの結果より

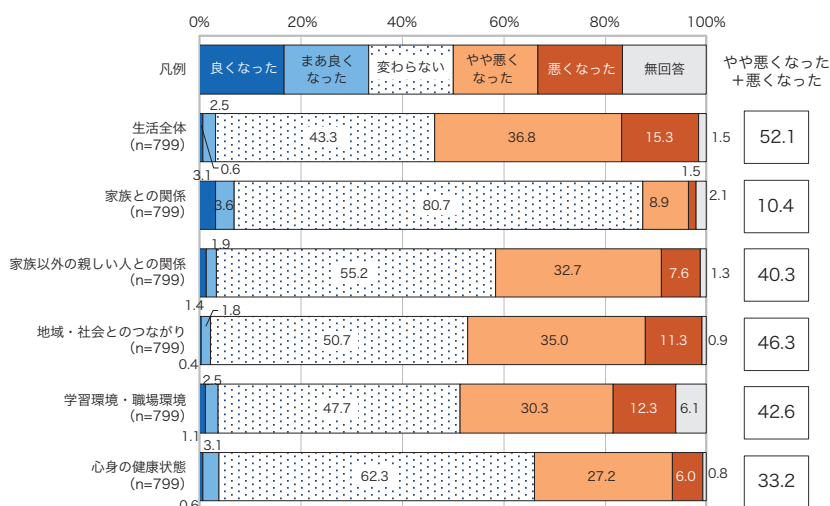
●孤独を感じている割合

- 孤独を感じている割合（「たまにある」「時々ある」「しばしばある」「常にある」を合わせた割合）をみると、32.9%となっています。



●新型コロナウイルス感染症拡大による日常生活の変化

- 新型コロナウイルス感染症拡大による日常生活の変化について、「やや悪くなった」「悪くなった」を合わせた割合をみると「生活全体」は52.1%です。
- 生活の場面ごとにみると「地域・社会とのつながり」「学習環境・職場環境」「家族以外の親しい人との関係」は約4割が悪くなったと回答しています。



3-3：権利擁護を推進する

諏訪市成年後見制度利用促進基本計画

策定の背景

- 認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、日常生活や財産管理等に支障があり、支援を必要とする方を社会全体で支えあうことが喫緊の課題となっています。成年後見制度は、これらの人たちを支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていないのが現状です。
- こうした状況を踏まえ、平成 28（2016）年 5 月に成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、平成 29（2017）年 3 月には第一期成年後見制度利用促進基本計画、さらに令和 4（2022）年 3 月には第二期成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されました。
- これにともない、市町村は基本計画を勘案して、市町村における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとなりました。本市においても、支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、諏訪市成年後見制度利用促進基本計画を策定しました。



現 状

本市の相談件数 新規継続別の推移

- 諏訪市・下諏訪町成年後見支援センターにおける令和 4（2022）年度の本市の新規継続別の相談件数は、新規相談 44 件、継続相談 403 件、合計 447 件であり、継続相談が約 9 割を占めています。
- 新規相談、継続相談ともに増加傾向にあります。

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
新規相談	34	39	48	53	44
継続相談	168	181	268	249	403
合計	202	220	316	302	447

出典：諏訪市

本市の相談件数 対象者別の推移

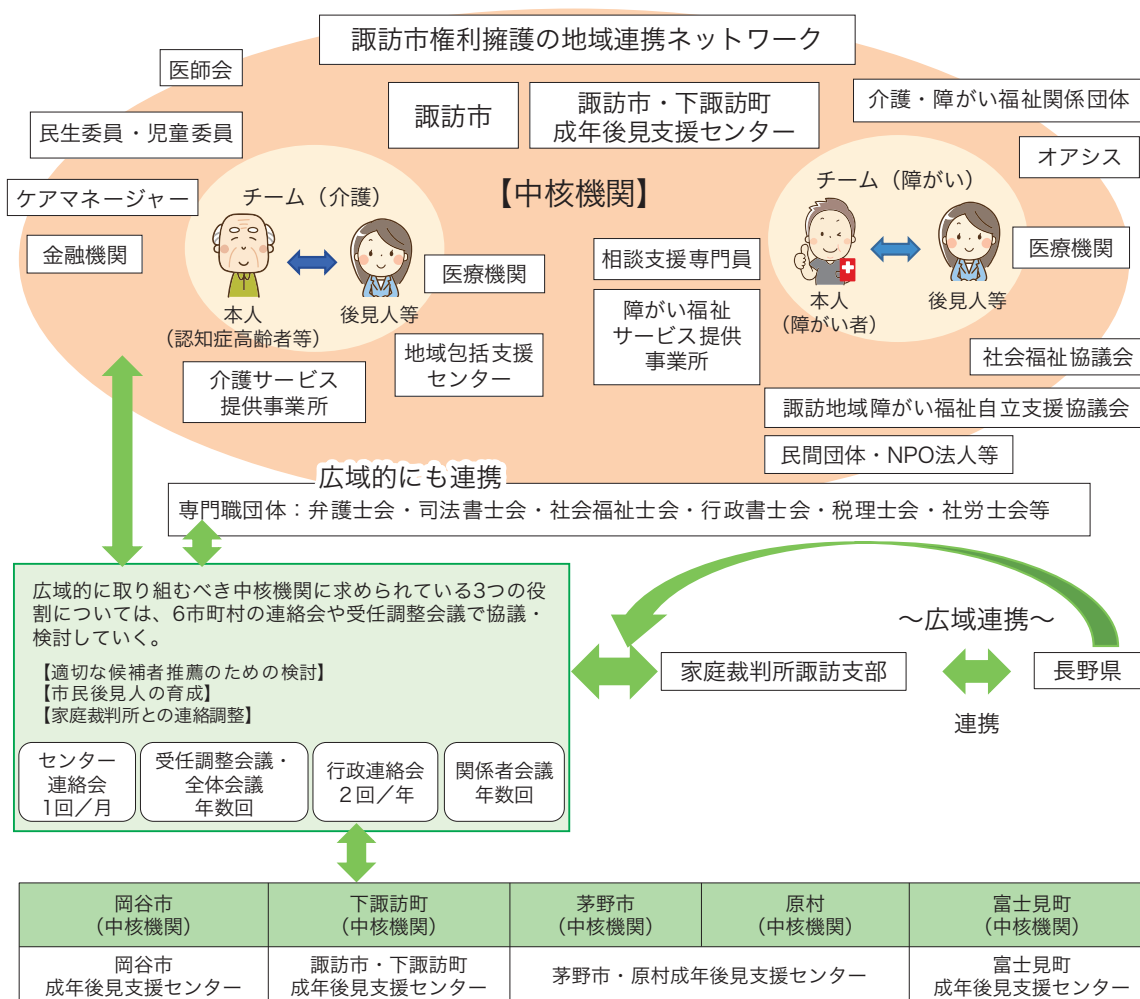
- 諏訪市・下諏訪町成年後見支援センターにおける令和 4（2022）年度の本市の対象者別の相談件数は、認知症高齢者 229 件、知的障がい者 157 件、精神障がい者 50 件、その他 11 件であり、高齢者と障がい者の比率は約 1：1 となっています。
- 認知症高齢者、知的障がい者が増加傾向、精神障がい者が減少傾向にあります。

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
認知症高齢者	107	118	149	130	229
知的障がい者	13	36	85	100	157
精神障がい者	77	54	59	58	50
その他	5	12	23	14	11
合計	202	220	316	302	447

出典：諏訪市

重点的な取組み		基本方針	施策
1	成年後見制度の理解促進と要支援者への早期対応	● 成年後見制度の理解を促進するため、関係団体や関係機関と連携し、市民に対する制度や相談体制等の周知と啓発を推進します。 ● 成年後見制度の利用が必要な方の早期発見と早期支援に取り組みます。	● 制度の広報・啓発 ● 利用が必要な方の早期発見と早期支援
2	権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進	● 成年後見制度の利用促進に向け、関係団体等との連携や協働による地域連携ネットワークの構築を推進します。 ● 地域連携ネットワークの核となる中核機関のコーディネート機能の強化を図り、近隣市町村、社会福祉協議会等と協議を行いながら、ネットワーク機能を活かし、担い手確保に努めます。	● 地域連携ネットワークの構築の推進 ● 中核機関のコーディネート機能の強化 ● 担い手の確保・育成等の推進
3	利用しやすい成年後見制度の運用	● 制度や手続きの相談のみならず、専門家や関係機関と連携し、支援が必要な方の一人ひとりの意思に寄り添った相談機能の充実と、拠点である諏訪市・下諏訪町成年後見支援センターの充実に取り組みます。 ● さまざまな理由により成年後見制度の申立てが困難な方に対する申立て支援等に取り組みます。	● 諏訪市・下諏訪町成年後見支援センターの機能の充実 ● 利用しやすい取組みの推進

諏訪圏域地域連携ネットワーク



3-4：再犯防止を推進する

諏訪市再犯防止推進計画

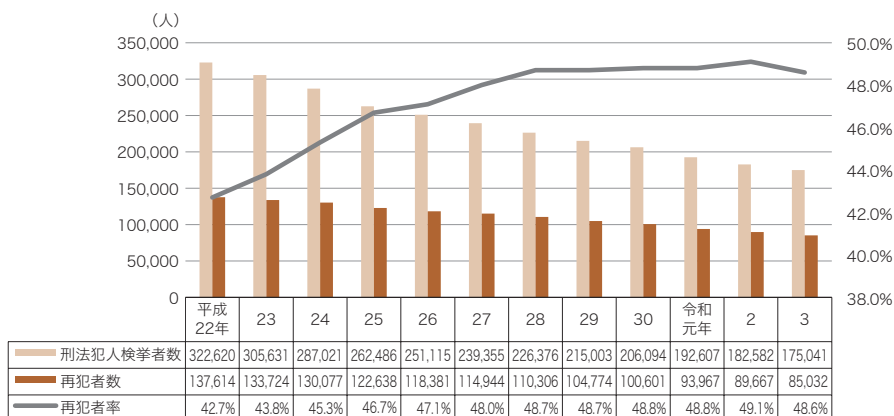
策定の背景

- 全国において、初犯者の数が減少する一方で、犯罪をした人の再犯率は上昇しており、再犯防止の必要性や重要性が認識されるようになったことを受け、国は平成 29（2017）年 12 月に再犯防止推進計画を閣議決定しました。
- その後、犯罪対策閣僚会議（令和元（2019）年 12 月）において「再犯防止推進計画加速化プラン」を決定したほか、再犯防止推進計画等検討会における数次の議論を経て、令和 5（2023）年 3 月には、再犯防止に向けた取組みをさらに深化させ推進していくため、第二次推進計画を定めています。
- 犯罪をした人が再び罪を犯さないよう、その立ち直りを助けるためには、地域社会で孤立せず安定した生活が続けられるよう、就労・住居・保健医療・福祉等、市民生活に直結した行政支援につなげていくことが重要です。こうした支援につなげることは、単に個人の福祉増進のみならず、犯罪をした人の地域移行を適切に図り、再犯防止に向けて“息の長い支援”を実施するという観点からも必要なことであることから、この度、本市を含む諏訪地域の実情を踏まえた「諏訪市再犯防止推進計画」を策定しました。

現 状

国の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率

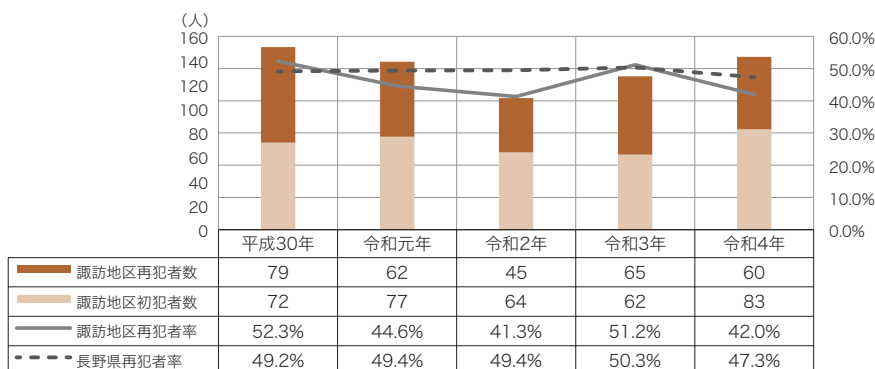
- 全国において刑法犯検挙者の数は毎年減少しており、そのうち再犯者数においても減少傾向となっています。
- 全体に占める再犯者の割合は、近年上昇傾向にありましたが、令和 3（2021）年には 48.6 % と前年（49.1 %）よりも 0.5 ポイント減少しました。



出典：法務省 令和 4 年版 再犯防止推進白書

諏訪地区の初犯者・再犯者数及び再犯者率

- 諏訪地区における検挙者数は令和 2（2020）年まで減少傾向にありましたが、それ以降は増加傾向にあります。
- 再犯者数は横ばいで依然として 40 % 以上は再犯者であることがわかります。



出典：法務省矯正局

推進する施策

- 犯罪をした人の中には、貧困や疾病、嗜癖（薬物やアルコール等への依存）、障がい、厳しい生育環境、不十分な学歴等、様々な生きづらさを抱えている人も少なくありません。保護観察中から、本人やとりまく人たちの種々の不安を少しでも軽くし、地域社会で孤立せずに安定して生活できるよう、関係機関や地方公共団体が行う各種行政サービスにつなげることが極めて重要です。
- 満期釈放者は保護観察による継続的な指導や支援を受けられないことのほか、社会内に適当な帰住先がない人が多く、孤立しがちであり、地域とつながりにくいといった現状があります。
- また、65歳以上の高齢者が、出所後2年以内に刑務所に再び入所する割合は、全世代の中で最も高いほか、出所後5年以内に再び刑務所に入所した高齢者のうち、約4割が出所後6か月未満という極めて短い期間で再犯に至っています。このほか、知的障がいのある受刑者についても、全般的に再犯に至るまでの期間が短いことが明らかとなっています。近年では、衝動性の高さやこだわりの強さ等の特性を持った発達障がいのある受刑者も増えており、それぞれの特性への理解を深め、的確な支援を行うことが重要です。

推進する施策		主な事業
1	関連機関との連携・協働ときめ細かな相談体制の確保	● 諏訪地区更生保護関連機関連絡協議会の活動支援 ● 保護観察所を始めとした関連機関や庁内関係課所との連携 ● 諏訪地区更生保護協力雇用主会の更なる活性化 ● 諏訪地区保護司会の相談窓口の設置協力
2	就労・住居確保のための取組み	● 生活就労支援センター「まいさぼ諏訪市」での支援 ● 保護司会、諏訪地区更生保護協力雇用主会及び保護観察官等の専門家と連携した就労支援 ● 住居に関する情報の収集や確保に向けた相談支援 ● 必要に応じ市が実施する生活困窮者自立支援制度による住居確保給付金や、諏訪市社会福祉協議会による貸付制度を活用し、安定した住まいの確保の援助
3	保健医療・福祉サービス利用の促進	● 国及び県との関係機関との連携強化 ● 関係機関への市の保健医療・福祉サービス等に関する情報提供 ● 諏訪保健福祉事務所や薬物乱用防止協議会等と連携した薬物事犯の再犯防止、児童・生徒を対象とした啓発活動の推進
4	地域での居場所と出番の確保	● 刑務所出所後の帰住先や福祉等の支援
5	学校等と連携した非行防止に向けた取組み	● 社会を明るくする運動を通じた非行防止のための取組み ● 学校と保護司との連携 ● 人権教育
6	広報・啓発活動の推進	● 非行・犯罪相談の周知 ● 再犯防止のための啓発チラシの設置 ● 非行・犯罪の防止を目的とした街頭啓発



社会福祉法人
諏訪市社会福祉協議会

第5期 諏訪市地域福祉計画・諏訪市地域福祉活動計画

編集：諏訪市健康福祉部 社会福祉課

〒392-8511 長野県諏訪市高島一丁目22番30号 TEL:0266-52-4141

社会福祉法人諏訪市社会福祉協議会

〒392-0024 長野県諏訪市小和田19番3号 TEL:0266-52-2508

本計画書の本編は
ホームページより
ご覧いただけます。

